

公 示

海上運送法第4条第6号（同法第11条の2第3項において準用する場合を含む。）の審査基準について

海上運送法第2条第11項の規定に基づく「指定区間」に係る同法第4条第6号の船舶運航計画の適切性の審査基準（平成12年4月3日中国運輸局公示第44号。以下「サービス基準」という。）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和 7 年 3 月 27 日

中国運輸局長 金子 修久

記

- ・ 指定区間番号79「大長明石」に係るサービス基準を別紙のとおり改正する。

附則（令和 7 年 3 月 27 日）

この公示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 指定区間に係るサービス基準改正

## 【現行】

(下線の部分は改正部分)

指定区 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
79	大長明石	御手洗港大長地区、小長地区又は御手洗地区と沖浦漁港明石地区との間	<u>毎日</u>	<u>1日12往復</u>	旅客船 旅客50名 フェリー 旅客65名 車両16台

## 【改正後】

(下線の部分は改正部分)

指定区 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
79	大長明石	御手洗港大長地区、小長地区又は御手洗地区と沖浦漁港明石地区との間	<u>毎日</u> (土曜・日曜・祝日を除く)	<u>1日12往復</u>	旅客船 旅客50名 フェリー 旅客65名 車両16台
			<u>土曜・日曜・祝日</u>	<u>1日11往復</u>	